

## 公告

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項の規定に基づき、福岡県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策実行計画を策定したので、同条第8項の規定により公表する。

令和元年5月17日

福岡県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 中尾昌弘

- 1 福岡県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策実行計画  
別紙のとおり

# **福岡県後期高齢者医療広域連合 地球温暖化対策実行計画 【事務事業編】**

2019 年度(平成 31 年度)～2030 年度

2019 年(平成 31 年)3 月  
福岡県後期高齢者医療広域連合

## ■目次

<b>1. 背景</b>	<b>1</b>
<b>2. 基本的事項</b>	<b>2</b>
(1)目的	
(2)対象とする範囲	
(3)対象とする温室効果ガス	
(4)計画期間	
<b>3. 温室効果ガスの排出状況</b>	<b>3</b>
(1)「温室効果ガス総排出量」の算出方法	
(2)「温室効果ガス総排出量」の状況	
<b>4. 温室効果ガスの排出削減目標</b>	<b>4</b>
(1)目標設定の考え方	
(2)温室効果ガスの削減目標	
<b>5. 目標達成に向けた取組</b>	<b>5</b>
(1)取組の基本方針	
(2)具体的な取組内容	
<b>6. 推進体制と実施状況の公表</b>	<b>7</b>
(1)推進体制	
(2)実施状況の点検及び公表	

## 1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から $2.0^{\circ}\text{C}$ 以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、全ての都道府県及び市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の温室効果ガス削減目標(2030年度中期目標)と目標達成のための対策・施策が示されました。同計画においても、都道府県及び市町村には、その基本的な役割として、総合的な施策の推進や、自らの事務及び事業に係る措置に関する地方公共団体実行計画(事務事業編)を策定し、実施するよう求められています。

こうした状況の下、国は広域連合においても同様の取組を求めていることから、福岡県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、地球温暖化の防止に向けた取組を推進していきます。

## 2. 基本的事項

### (1)目的

福岡県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「計画」という。)は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、福岡県後期高齢者医療広域連合(以下「本広域連合」という。)が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### (2)対象とする範囲

本広域連合の全ての事務・事業とします。

### (3)対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)とします。

### (4)計画期間

2019年度(平成31年度)から2030年度末までを計画期間とします。

### 3. 温室効果ガスの排出状況

#### (1)「温室効果ガス総排出量」の算定方法

本計画における温室効果ガス総排出量は、地球温暖化対策法施行令(平成11年政令第143号)に基づく排出係数及び地球温暖化係数を用いて算出します。また、電力の使用に用いる算定報告公表制度による九州電力株式会社の排出係数とします。

#### (2)「温室効果ガス総排出量」の状況

本広域連合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2017年度(平成29年度)において、70,313kg- CO<sub>2</sub> となっています。

表1. 2017年度(平成29年度)における二酸化炭素排出量

排出活動	活動量	排出係数	二酸化炭素排出量
電力の使用	149,565kWh	0.463kg CO <sub>2</sub> / kWh	69,249kg
自動車の使用	458.93L	2.32kg CO <sub>2</sub> /L	1,065kg
総排出量			70,313kg

## 4. 温室効果ガスの排出削減目標

### (1)目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、本広域連合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

### (2)温室効果ガスの削減目標

中間年度として2023年度末に基準年度2017年度(平成29年度)比で5%削減、目標年度2030年度末に10%削減することを目標とします。

表2. 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度 2017年度 (平成29年度)	中間年度 2023年度	目標年度 2030年度
温室効果ガスの排出量	70,313kg- CO <sub>2</sub>	66,797 kg- CO <sub>2</sub>	63,282 kg- CO <sub>2</sub>
削減率	—	5%	10%

## 5. 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電力使用量とガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

### (2) 具体的な取組内容

#### 【目標達成に向けた取組内容】

##### ① OA機器等の管理

- ・OA機器、家電製品等については、スイッチの適正管理や節電機能の活用等により電力使用量を抑制するように適切に使用します。
- ・退所時には、OA機器、家電製品等の電源を切ることを徹底します。
- ・OA機器、家電製品等の導入・更新に当たっては、電力使用量の抑制効果が高い機種等の選定について検討します。

##### ② 照明設備の管理

- ・始業前、昼休み及び夜間における照明は、特に照明が必要な箇所を除き消灯し、会議室の照明については、利用時間を除き、こまめに消灯することを徹底します。
- ・節電効果の高い発光ダイオード(LED)照明への切替えを検討します。

##### ③ 冷暖房設備の管理

- ・冷暖房温度の適正管理を徹底し、空調設備の適正を図ります。
- ・夏季における服装については、クールビズを励行します。また、冬季についてはウォームビズを励行します。

##### ④ 働き方の管理

- ・毎週水曜日はノーワークデーであるため、定時退庁の徹底を図ります。
- ・事務効率の向上を図り、時間外勤務の削減に努めます。

##### ⑤ 公共交通機関の活用

- ・出張移動に当たっては、できる限り公共交通機関の利用に努めます。

##### ⑥ 公用車におけるエコドライブの実践

- ・急加速、急発進及び空ぶかしは行わず、制限速度を遵守します。
- ・不要な荷物は積載しません。
- ・カーエアコンの適正使用を図ります。

##### ⑦ 低公害車等の導入

- ・公用車のリース換えを行う際に、燃費性能に優れた次世代自動車(※)の導入を検討します。

## ⑧ 職員等への周知

- ・スケジュール会議や新任職員研修等において、計画の周知を図り、取組内容の徹底を図ります。
- ・コールセンター等の委託業者へも周知を図り、取組内容の徹底を図ります。

## 【その他省資源・省エネルギーを推進する取組】

### ① グリーン購入・グリーン契約等の推進

- ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に基づく物品の調達に努めます。
- ・詰め替え可能な文具等の使用を促進します。
- ・コピー用紙や印刷物等の用紙類は、古紙配合率の高い再生紙の使用に努めます。

### ② 用紙類の使用量の削減等

- ・両面・集合印刷(コピー)や裏面の再利用を徹底し、用紙の削減に努めます。
- ・資料等の印刷部数は、余剰とならないように努めます。
- ・内部資料については、原則カラー印刷でなく、モノクロ印刷に努めます。

### ③ リサイクルの推進

- ・使用済み封筒、段ボール類の再利用を推進します。
- ・使用済み紙類、ペットボトルの分別によるリサイクルを推進します。

### ④ 職員の日常の取組

- ・職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。
- ・できる限りエレベーターは使わず、階段利用に努めます。

※ 次世代自動車：ハイブリッド自動車(HV)、電気自動車(EV)、プラグインハイブリット自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、クリーンディーゼル自動車(CDV)、圧縮天然ガス(CNG)自動車等のガソリンなど化石燃料の使用をゼロ又は大幅に減らして環境負荷を和らげる自動車のこと。

## **6. 推進体制と実施状況の公表**

### **(1) 推進体制**

計画を推進するために、本広域連合事務局長を計画の推進責任者とし、各課長を計画の推進担当者とします。

推進責任者は、計画の策定、見直し及び計画の推進を統括し、推進担当者は、計画の推進状況の把握や職員に対する啓発、情報提供など総合的な推進を図ります。

### **(2) 実施状況の点検及び公表**

計画の実施状況については、定期的に点検を実施するとともに、毎年1回、温室効果ガスの総排出状況を本広域連合ホームページで公表します。